

平成29年度

重度障がい者（児）スポーツ・文化振興助成事業 募集要領

重度障がい者（児）のスポーツ・文化の普及、振興のため、「重度障がい者（児）スポーツ・文化振興助成事業」を募集する。

以下の助成要領に基づいて申し込むこと。

1. 助成目的

- ・ この助成事業は、重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興を図り、もって重度障がい者（児）の自立した生活と社会参加を促進すること。

2. 助成対象者

- ・ 市内で活動する重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興に寄与する団体とする。

3. 助成対象事業

- ・ 重度障がい者（児）スポーツ・文化活動の普及、振興に関する事業。
（重度障がい者（児）のスポーツ・文化活動の研究、研修会、大会等）

4. 助成金額

- ・ 1団体に対して、原則20万円以内とする。

5. 申請書等配布期間および受付期間

- ・ 平成28年11月1日（火）から平成29年1月5日（木）まで
- ・ 申請書等は、社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会事務局および大阪市長居障がい者スポーツセンター2階「スポーツ振興室」にて配布する。なお、同協会のホームページからもダウンロードできる。（<http://www.fukspo.org>）。

6. 申請書類

- ・ 「申請書」（第1号様式）、関係書類として「団体概要」、「決算書」および必要に応じ、定款、規約、会則等を添付すること。

7. 申請書提出先

- ・ 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会障がい者スポーツ振興部
（スポーツ振興室）へ郵送または持参すること。

提出先：〒546-0034 大阪市東住吉区长居公園1-32

大阪市長居障がい者スポーツセンター2階

スポーツ振興室 梶本あて

- ・ 締切：平成29年1月5日（木）＜必着で、持参は17時まで＞

8. 審 査

- ・ 運営委員会において、審査のうえ、助成対象と助成金額を決定する。
なお、申請があっても、審査によって助成されない場合もある。

9. 留意事項

- ・ この助成は、年度毎の事業（4月から翌年3月）に対して行う。
- ・ 対象事業は、障がい者を対象としていることとし、事業構成人数の全体の1／2以上が大阪市内在住者であること、またその中に必ず、市内在住の重度障がい者（児）の参加があること。
- ・ 申請は、1団体1事業とする。
- ・ 申請事業団体は、所在地または活動拠点が大阪市内であること、代表印を押印すること
- ・ 本助成事業は、個人を対象とせず、団体を対象として助成する。申請者の法人格の有無は問わないが、株式会社、有限会社等の営利を目的とする団体、および営利を目的とする団体や事業は、助成の対象外とする。また、申請する事業に対して、他からの委託料や公的助成を受けている場合も対象外とする。
- ・ 助成金額は、申請書の総事業費のうち、対象となる経費の2／3以内とし、原則20万円を限度として助成する。
- ・ 対象となる経費は、事業を実施するために真に必要な経費とし、賞品代、飲食代、旅費、借上げ料（バス代等）は対象外となる。助成の対象となる経費については、「**（別紙）助成対象基準について**」を参照すること。
- ・ 申請された事業の審査結果については、平成29年3月末までに、「決定通知書」（第2号様式）により、申請者に通知する。また、助成をしない旨の決定をしたときも、「却下通知書」（第3号様式）により申請者に通知する。
- ・ 助成金の決定通知書を受けた団体は、**決定通知書を受理した日から30日以内に「基金助成金交付請求書」（第4号様式）**により、助成金の請求をすること。
- ・ **事業終了後、30日以内に「事業実施報告書及び決算書」（第5号様式）**を提出すること。

10. 問合せ先

- ・ 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
障がい者スポーツ振興部（スポーツ振興室）
担当：梶本
電 話：06-6606-1631
FAX：06-6606-1638